

概要版

ひまわりプラン

第9期 水俣市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画 令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度）



第9期水俣市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画 (ひまわりプラン) 概要版

発行日 令和6年3月 発行 水俣市
事務局 水俣市福祉環境部いきいき健康課高齢介護支援室
住所 熊本県水俣市牧ノ内3番1号 TEL (0966) 63-3051

計画策定の背景

水俣市においては、高齢者人口は令和2年（2020年）頃をピークに徐々に減少しています。ただ、75歳以上の後期高齢者人口は今も増加しており、令和12年（2030年）頃をピークに減少に転じる見込みです。また、高齢化率は令和5年（2023年）では42.1%で、今後も上昇を続け、令和22年（2040年）には50%を超えると予測されています。

こうした現状を踏まえ、本市では、これまでの国、県、本市の状況や「地域共生社会」の考え方を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らしていけるまちづくりを目指し、市民・事業者・行政が協働して高齢者福祉の充実に取り組んでいくための指針となる第9期水俣市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定しました。

計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

「市町村老人福祉計画」は、長寿社会にふさわしい高齢者福祉の構築という課題に対して、本市が目指すべき基本的な政策目標を定め、その実現に向けて取り組むべき施策の方向及び事業内容を定めるものです。

また、「介護保険事業計画」は、介護サービスの事業量、保険料及び介護サービスを確保するための方策を定めるものであり、制度の円滑な実施に向けた取組の内容を定める計画です。

計画の期間

本計画は、令和6年度（2024年度）を初年度として令和8年度（2026年度）までの3か年を対象期間とした計画で、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を迎える計画となります。また、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据えた計画となります。

【図 計画の期間】



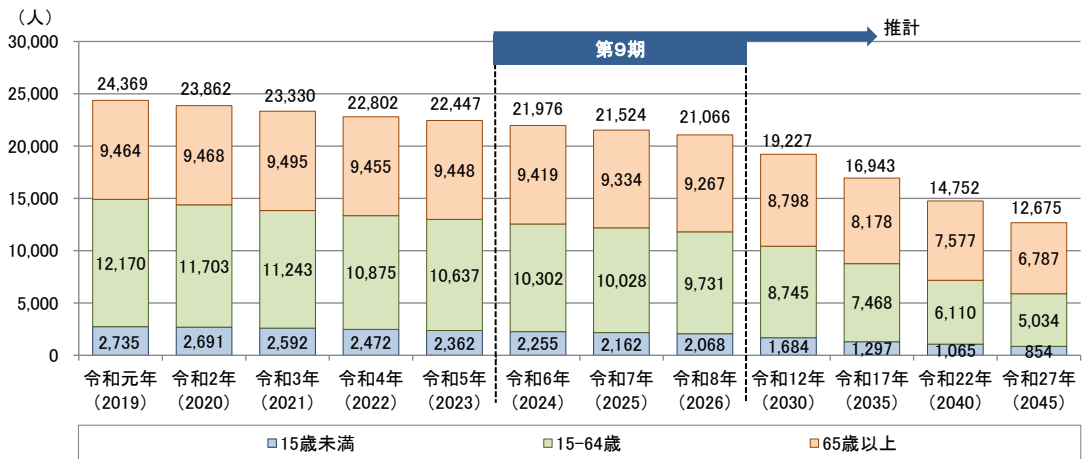
人口の推移・推計

本市の人口の推移をみると、総人口は減少傾向であり、令和5年（2023年）では22,447人となっています。

推計をみると、総人口は減少予測となっており、65歳以上、15～64歳、15歳未満のいずれも減少が見込まれます。

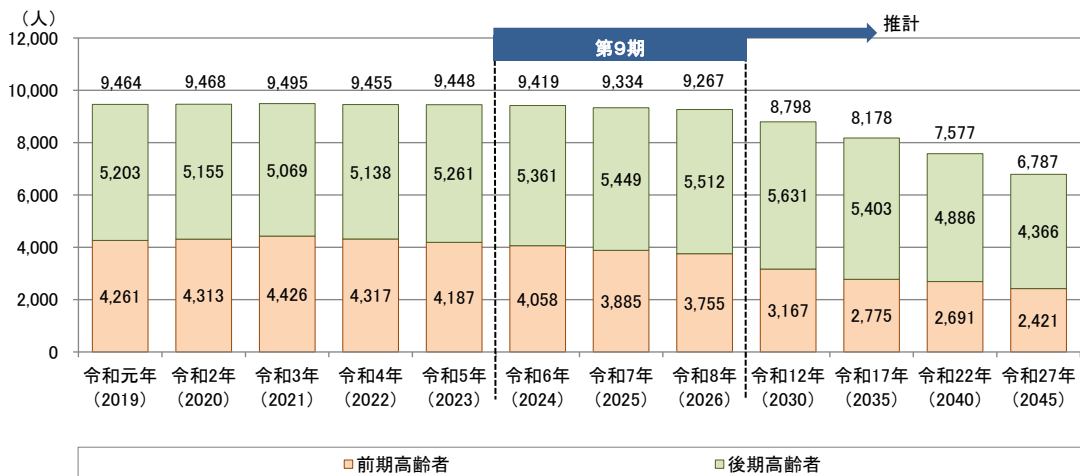
年齢3区分別人口割合をみると、15～64歳の人口割合の減少に伴い、65歳以上の人口割合が増加し、令和12年（2030年）頃を境に逆転し、生産年齢人口が高齢者人口よりも少なくなります。

【図 人口の推移】



令和5年（2023年）における本市の65歳以上の高齢者数は、9,448人で令和元年（2019年）以降ほぼ横ばいで推移しています。

【図 前期・後期高齢者数の推移】

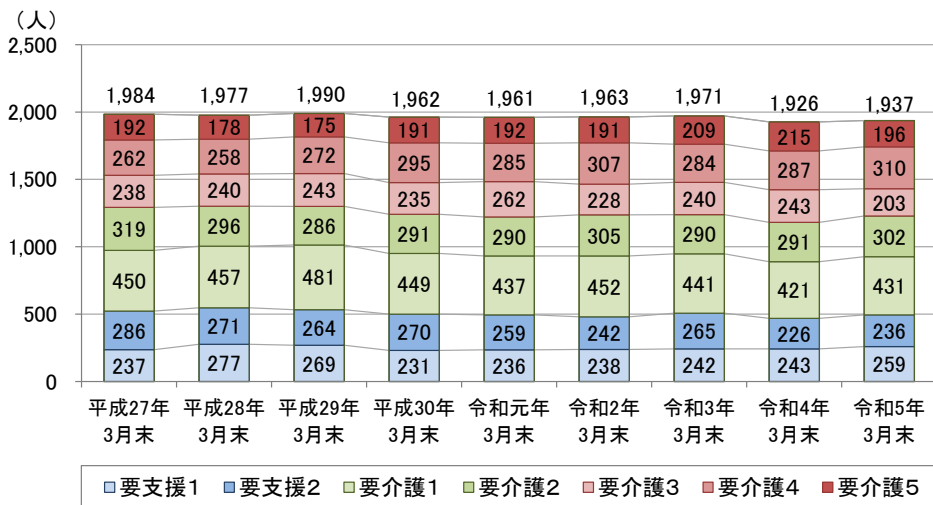


認定者数の動向

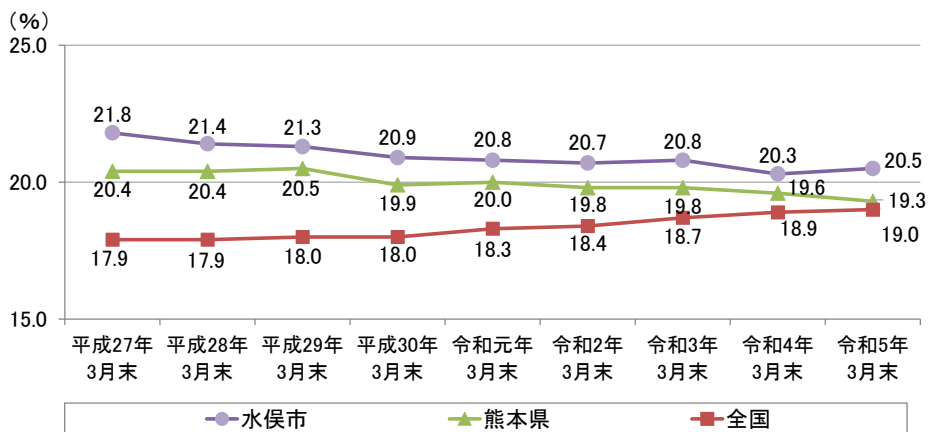
要介護・要支援認定者数はほぼ横ばいで推移しています。介護度別にみると、要介護4・5は増加傾向にあります。

また、認定率は令和5年3月末で20.5%であり、熊本県、全国より高く推移しています。

【図 要介護(要支援)認定者の推移】



【図 認定率の推移】



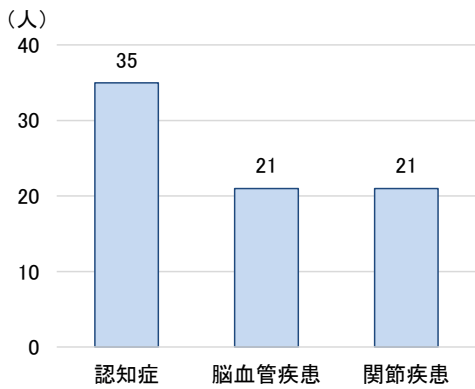
要介護者等の原因疾患の状況

令和4年度（2022年度）における介護保険新規認定者422人の原因疾患は、男女とも1番目に多いのが「認知症」、男性では2番目に「脳血管疾患」と「関節疾患」、女性においては2番目に「骨折・転倒」、3番目に「関節疾患」の順となっています。全体では、1番目に多いのが「認知症」、2番目に「関節疾患」、3番目に「骨折・転倒」の順となっています。

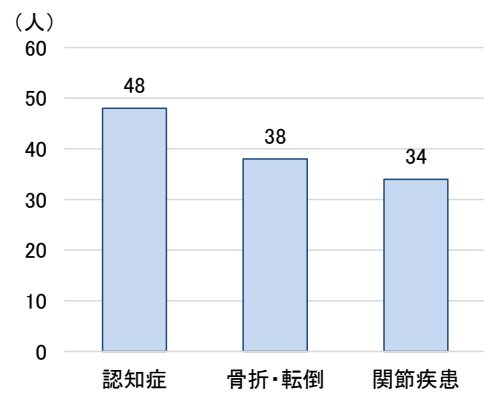
また、新規申請者の認知症高齢者の日常生活自立度では、生活に支障をきたしはじめるⅡ以上の人々が70.8%を占める結果となっています。

【図 新規要介護認定者の原因疾患(男女別)】

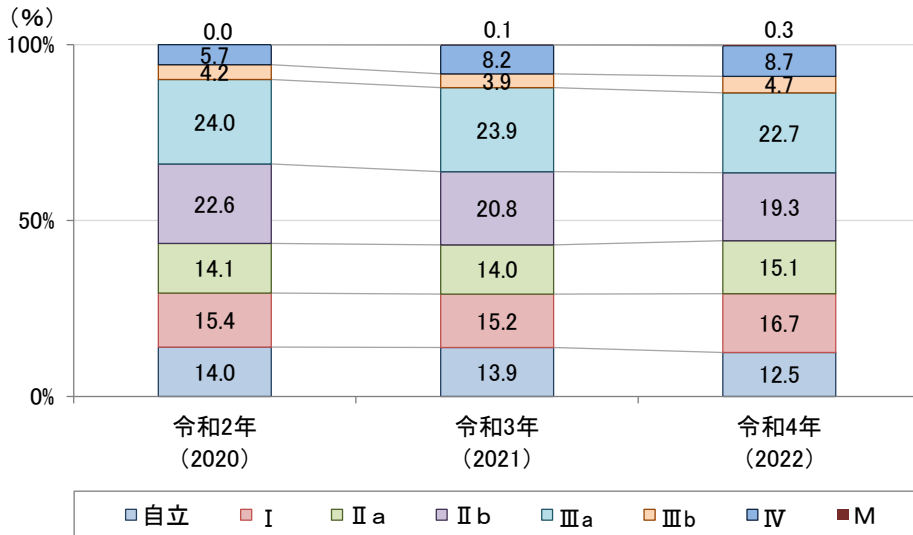
新規要介護認定者の原因疾患(男性)



新規要介護認定者の原因疾患(女性)



【図 新規申請者の認知症高齢者の日常生活自立度】

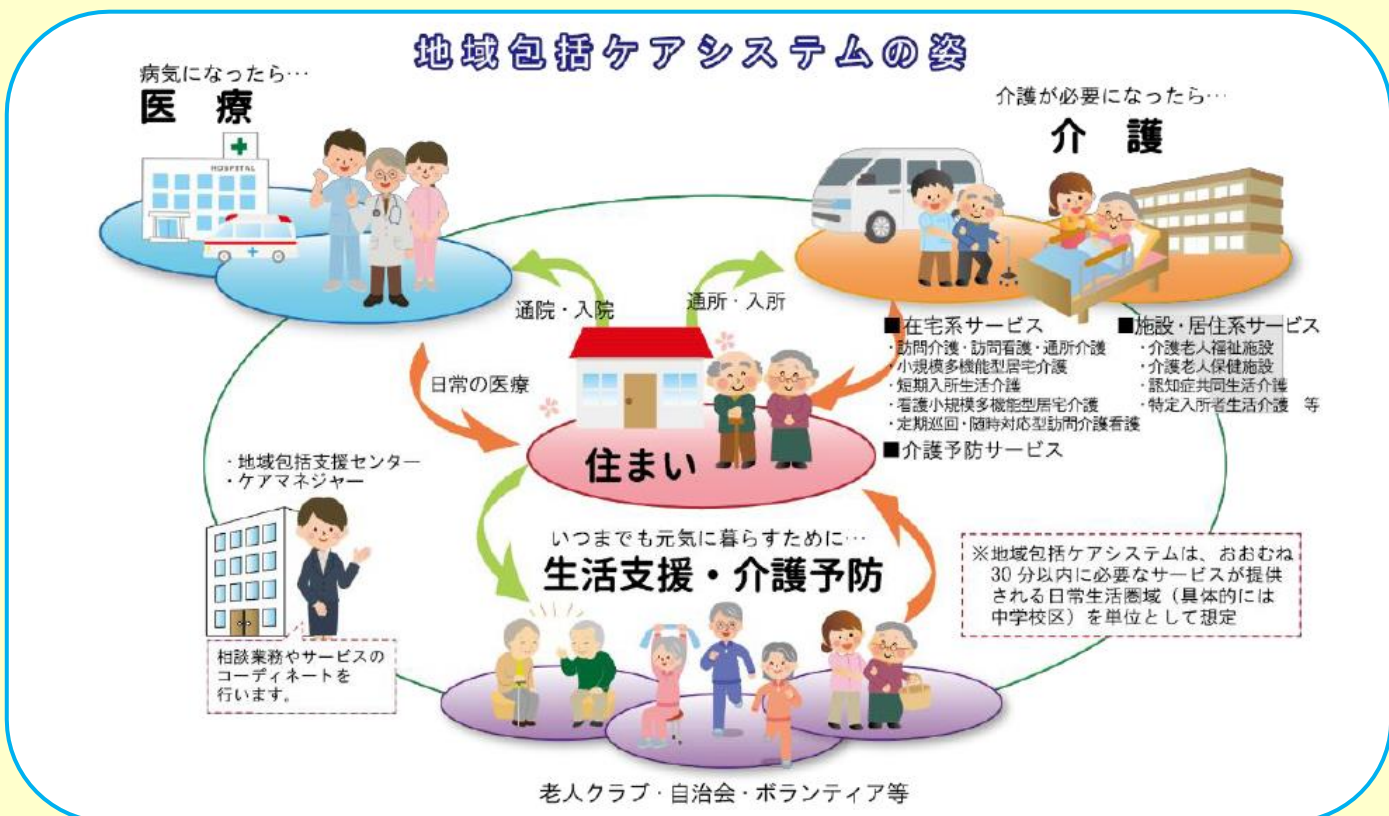


水俣市における地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活を送るための支援が包括的に確保される体制です。

今後、令和7年（2025年）には団塊の世代が全員75歳以上になり、令和22年（2040年）には団塊ジュニア世代が65歳以上となることで、高齢者人口はピークを迎え、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者などの様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれています。

このため、高齢者の健康づくりや生きがいづくり、社会参加の促進を図るとともに、中長期的な視点に立ったサービスと給付の見込み量の推計を行い、「地域包括ケアシステム」の更なる深化・推進に向け、認知症支援策の充実、在宅医療と介護の連携強化、高齢者を地域全体で支えるための支援やネットワークづくり、介護人材確保への支援等に取り組んでいくこととしています。



基本理念

本計画では、本市の最上位計画である「第6次水俣市総合計画」が目指す将来像『みんなが幸せを感じ 笑顔あふれる元気なまち 水俣』の実現に向けて、「地域包括ケア計画」として策定した前期計画である「第8期水俣市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（ひまわりプラン）」の基本理念を継承しつつ、介護需要が最も高くなると見込まれる令和22年（2040年）を見据えて、様々な課題解決のための基本目標及びこれに沿って体系化した各種施策を、計画的かつ着実に推進していくこととします。

併せて、すべての高齢者が「生きがいと尊厳を持って、元気に老い（自立・自助）」、可能な限り住み慣れた地域で「もやい、ふれあい、支えあいながら（互助・共助）」安心して暮らしていけるよう、高齢者福祉施策と介護保険事業が一体となった総合的な施策を計画的に推進（公助）し、みなまたモデルの「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図るとともに、新たなユニバーサルコミュニティ「地元（ふるさと）力を持った地域社会（まち）」の構築を目指していくことを基本理念とします。

すべての高齢者が、生きがいと尊厳を持って、

いきいきと、元気に老い、

もやい・ふれあい・支えあい、

ぬくもりと、地元（ふるさと）力を持った

地域社会（まち）を構築する

基本目標1

元気に老い、いきいきと、生きがいのある暮らし(自立・自助)

高齢者が自身の生活を充実したものにするためには、からだと心の健康の維持・増進を実践し、家事や仕事、趣味等、様々なことに興味や関心を持って、生きがいを感じながら、暮らしていくことが大切です。

高齢者が「元気に老い」「生きがいと尊厳」を持って、自身が有する知識・技能・経験などを活かせる機会や場の提供に取り組むとともに、様々な分野で、生涯現役として、地域社会に貢献できる仕組みやネットワークを構築し、高齢者の生きがいづくりや社会参加、就労の促進に努めていきます。

基本目標2

もやい・ふれあい・支えあいの暮らし(互助・共助)

高齢者が要介護状態や認知症になっても、地域で安心して生活していくためには、認知症支援策や高齢者の権利擁護の取組を推進していくとともに、元気高齢者自らが地域福祉の担い手となり、地域住民や自治会等の地域コミュニティ組織、NPO、宅配サービス等の民間事業者等の多様な主体による多様な生活支援サービス提供体制に向けて取り組み、地域づくりを推進していくことが重要です。

今後も、引き続き元気高齢者等をはじめとする新たな介護ボランティア等の担い手の育成や地域における支えあいネットワークの構築等の支援に重点的に取り組みます。

基本目標3

地域包括ケアシステムの推進等による安心暮らし(共助・公助)

高齢者が住み慣れた地域で、安心して人生の最期まで自分らしく生活を送るためには、日常的に介護を必要とする状態になったとしても、必要なサービスを適切に受けられる体制が整っていることが必要です。

地域包括ケアシステムの考え方を、まちづくりの一環として、高齢者のみならず、障がいのある人、子どもなど様々な課題を抱える人々へ広げ、本市で暮らす全ての市民が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、支えあう地域共生社会の実現を目指します。

施策の体系

| 基本目標 | 施策の方向 | 具体的取組 |
|--|----------------------------------|---|
| 1. 元気に老い、いきいきと、生きがいのある暮らし (自立・自助) | (1)介護予防の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ■一般介護予防事業の充実 ■介護予防・日常生活支援総合事業の充実 ■生きがいづくり・仲間づくりの推進 |
| | (2)元気高齢者の社会参画の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ■高齢者の社会参画支援 ■生涯学習の推進 |
| | (3)高齢者の就労支援 | <ul style="list-style-type: none"> ■高齢者の就労促進 |
| 2. もやい・ふれあい・支えあいの暮らし (互助・共助) | (1)認知症支援策の充実※ | <ul style="list-style-type: none"> ■本人発信支援、社会参加の促進と場の確保 ■認知症についての正しい理解の促進 ■認知症の人を見守る地域のネットワークづくり ■認知症地域支援推進員の活動と認知症初期集中支援チームの運営・活用の推進 |
| | (2)成年後見制度の利用促進に向けた取組の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ■成年後見制度の正しい理解の促進と情報提供 ■中核機関の体制整備(芦北・水俣圏域) ■消費生活に関する被害の防止 |
| | (3)高齢者虐待防止の体制整備 | <ul style="list-style-type: none"> ■権利擁護の推進 ■高齢者虐待防止対策の推進 |
| | (4)高齢者を地域全体で支えるための支援及びネットワークづくり※ | <ul style="list-style-type: none"> ■多様な主体によるサービス提供体制づくり |
| 3. 地域包括ケアシステム の推進等による安心暮らし (共助・公助) | (1)在宅医療・介護の連携推進※ | <ul style="list-style-type: none"> ■医療と介護をはじめとした多職種連携体制づくり ■在宅医療に関する情報提供の推進 ■ICT(情報通信技術)を活用した医療・介護の連携推進 |
| | (2)地域包括ケアの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ■地域包括支援センターの機能強化 ■地域ケア会議の充実 |
| | (3)高齢者福祉サービスの充実 | <ul style="list-style-type: none"> ■家族介護への支援 ■在宅介護の支援 ■ひとり暮らし高齢者への支援 |
| | (4)介護サービスの充実 | <ul style="list-style-type: none"> ■在宅サービスの充実(介護給付・予防給付) ■地域密着型サービスの充実(介護給付・予防給付) ■施設サービスの充実 ■介護サービスの質的向上及び給付適正化の推進 |
| | (5)介護人材確保の取組※ | <ul style="list-style-type: none"> ■介護人材確保のための総合的支援 |
| | (6)地域共生社会の実現に向けた取組の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ■地域共生社会の推進 |
| | (7)高齢者のニーズに応じた住まいの確保 | <ul style="list-style-type: none"> ■高齢者のニーズに応じた住まいと住環境の整備 |
| | (8)災害及び感染症から高齢者等を守る支援体制の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ■感染症対策の推進 ■避難支援体制の強化 |

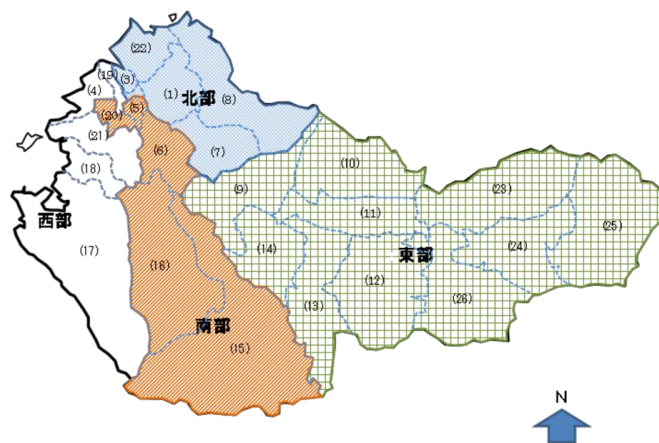
※太字で表示してある4つの施策は重点項目と位置付けています。

日常生活圏域の設定

本市では、水俣市地域包括支援センターが中心となり、地域ケア会議等を開催し、地域の現状や課題を把握するとともに、各圏域に順次整備を進めてきた地域密着型サービスの各事業所を地域包括ケア推進のための「地域サポートセンター」として位置づけ、この「地域サポートセンター」が、身近な地域における高齢者をはじめとする地域住民からの相談等への受付対応窓口としての役割を担っています。地域包括支援センターをはじめ、これらの関係機関等と連携を図りながら、情報共有や地域ネットワークの構築等を進めています。

このようなことから、第9期計画期間においても、引き続き4つの日常生活圏域を設定し、各圏域の実情に応じた各種取組を計画的に推進していくものとします。

【図 水俣市区域図(日常生活圏域別)】



第1号被保険者保険料の見込み

介護予防サービス給付費・介護サービス給付費及び地域支援事業費の見込額は、次の通りとなります。

【図 介護予防サービス給付費・介護サービス給付費】

| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------------|-----------|-----------|-----------|
| 介護予防サービス給付費計(千円) | 138,726 | 138,740 | 138,740 |
| 介護サービス給付費計(千円) | 3,018,479 | 3,025,821 | 3,035,335 |
| 介護サービス給付費計(千円) | 3,157,205 | 3,164,561 | 3,174,075 |

【図 地域支援事業費】

| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----------------------|---------|---------|---------|
| 介護予防・日常生活支援総合事業費(千円) | 87,477 | 87,477 | 87,477 |
| 包括的支援事業・任意事業費(千円) | 72,649 | 72,649 | 72,649 |
| 地域支援事業費計(千円) | 160,126 | 160,126 | 160,126 |

標準給付費及び地域支援事業費の見込額等から算出される65歳以上の方（第1号被保険者）の基準月額保険料は6,700円となります。

第8期(令和3年度～令和5年度)
基準月額保険料 6,700円



第9期(令和6年度～令和8年度)
基準月額保険料 6,700円

【図 第9期における第1号被保険者の所得段階別保険料】

| 所得段階 | 対象者 | 乗率 | 月額(円) | 年額(円) |
|-------|--|------------------|------------------|--------------------|
| 第1段階 | ・生活保護被保護者等 ・世帯全員が市町村民税非課税かつ前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下 | 0.455 (0.285) | 3,049 (1,910) | 36,600 (22,900) |
| 第2段階 | ・世帯全員が市町村民税非課税かつ前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下 | 0.685 (0.485) | 4,590 (3,250) | 55,100 (39,000) |
| 第3段階 | ・世帯全員が市町村民税非課税かつ前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超 | 0.69 (0.685) | 4,623 (4,590) | 55,500 (55,100) |
| 第4段階 | ・本人が市町村民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下 | 0.9 | 6,030 | 72,400 |
| 第5段階 | ・本人が市町村民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超 | 1.0 (基準額) | 6,700 | 80,400 |
| 第6段階 | ・市町村民税課税かつ前年の合計所得金額120万円未満 | 1.2 | 8,040 | 96,500 |
| 第7段階 | ・市町村民税課税かつ前年の合計所得金額120万円以上210万円未満 | 1.3 | 8,710 | 104,500 |
| 第8段階 | ・市町村民税課税かつ前年の合計所得金額210万円以上320万円未満 | 1.5 | 10,050 | 120,600 |
| 第9段階 | ・市町村民税課税かつ前年の合計所得金額320万円以上420万円未満 | 1.7 | 11,390 | 136,700 |
| 第10段階 | ・市町村民税課税かつ前年の合計所得金額420万円以上520万円未満 | 1.9 | 12,730 | 152,800 |
| 第11段階 | ・市町村民税課税かつ前年の合計所得金額520万円以上620万円未満 | 2.1 | 14,070 | 168,800 |
| 第12段階 | ・市町村民税課税かつ前年の合計所得金額620万円以上720万円未満 | 2.3 | 15,410 | 184,900 |
| 第13段階 | ・市町村民税課税かつ前年の合計所得金額720万円以上 | 2.4 | 16,080 | 193,000 |

※第1段階から第3段階までの保険料については、公費により負担軽減を行います。
※括弧書きの数値が負担軽減後の額になります。

計画の推進体制

地域包括ケアシステムの構築を実現するためには、関係機関が情報の共有化による、ネットワークの強化が必要になってきます。

本計画では、庁内関係各課との連携を図り、事業を推進するとともに、保健・医療関係者、福祉関係者、地域構成団体等とのネットワークをコーディネートし、保健・医療・福祉サービスを包括的に提供することで、地域包括ケアシステムの実現に向けて取り組んでいきます。

計画の達成状況の点検

本計画は、サービスの整備目標を掲げるだけでなく、第1号被保険者から徴収すべき毎月の保険料が設定される重要な計画です。また、本計画の期間は3年ですが、令和22年（2040年）を見据えた中長期的な視野に立った施策の展開を図る計画でもあります。

そのため、本計画の進捗状況の管理については、毎年度、外部委員等で組織する本市の諮問機関である「水俣市介護保険等運営委員会」に報告し、結果等を評価・検証し、その結果を随時、各種施策の見直しや着実な推進に反映させるとともに、広く公表していきます。

計画の評価・見直しにあたっては、サービスの推計値と実績、介護予防効果の実績等、具体的な数字を活用した評価に努め、その結果を次期計画に反映させていきます。

【図 PDCAサイクル図】

